

別記様式（第5条関係）

会議録

|              |   |
|--------------|---|
| 会議の名称        | 第5回福津市共働推進会議  |
| 開催日時         | 令和8年2月5日（木）<br>午後3時から午後5時まで   |
| 開催場所         | 福津市役所本館2階 大会議室  |
| 委員名          | （出席委員） 嶋田 暁文、依田 浩敏、<br>奥 弘子、小林 真理、富松 享一、中川 孝晃、<br>宮木 裕子、山田 雄三<br>（欠席委員） 山口 覚  |
| 所管課職員職氏名     | 市民共働部長 香田 知樹<br>市民共働部地域コミュニティ課長 谷口 篤<br>地域コミュニティ課市民共働推進係長 井上 真智子<br>地域コミュニティ課郷づくり支援係長 向井 恭子<br>地域コミュニティ課郷づくり支援係 松本 麻衣                               |
| 議 題<br>（内 容） | ・ 実行プランの進捗状況について<br>・ 郷づくり推進条例（仮称）イメージ案について   |
| 公開・非公開の別     | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開   |
| 非公開の理由       | —   |
| 傍聴者の数        | 3名  |
| 資料の名称        | ・ 次第<br>・ 資料1 実行プラン進捗状況<br>・ 資料2 郷づくり推進条例（仮称）・解説書等<br>整理表（イメージ案）<br>・ 資料3 郷づくり推進条例解説書（イメージ案）  |
| 会議録の作成方針     | <input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録<br><input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録<br><input type="checkbox"/> 要点記録<br>記録内容の確認方法 委員による確認 |
| その他の必要事項     |   |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 会長あいさつ

2. 実行プランの進捗状況について

事務局から令和7年度実行プランの進捗状況について、柱ごとに順に概要を説明し、委員から意見の聴取をした（資料1参照）。

【柱1 郷づくり推進事業交付金のあり方】

（事務局）

資料1を基に、実行プラン「柱1 郷づくり推進事業交付金のあり方」について説明。

（委員）

さまざまな制度変更などに取り組んだことは分かった。全般を通して、制度変更と実際の協議会の活用状況など、変更と意識と行動それぞれの時間軸がずれそうに思う。協議会側の反応や様子を聞きたい。

（事務局）

令和7年度から「別会計」や「積立制度」を導入したが、検討中の協議会が少しずつ出てきている状況である。例えば、積立制度については、市に直接相談はきていないが、車の購入などを考えている協議会があると聞いている。

（委員）

市に直接相談がきていないとのことだが、そのような話はどういう経緯で把握したのか。

（事務局）

事務局員会議の中で交付金制度の緩和について話をする機会があったからである。また、地域コミュニティ課の職員が各協議会の拠点に行った際に聞くこともあった。

（事務局）

先ほど、事務局が説明した中に車の購入の話があったが、軽トラックを購入したいという地域もあれば、交通空白地域などで買物支援をするためにワゴン車を中古で購入したいと考えている地域もある。ただし、軽トラックを既に導入している地域では、維持費や保険代が厳しいという話も伺っている。積立制度が始まる前から「買物支援に関して、前向きに考えたい」という相談を受けていた地域もあった。

（会長）

「積立制度の導入」と「余剰金の繰越上限緩和」とあるが、2つの制度の

仕分けを教えてください。

(事務局)

余剰金と積立金の会計は、分けている。積立金を除外した上で、交付額が2,000万円以上の場合は、余剰金の繰越上限額は150万円まで可能である。

(会長)

積立制度が導入されたことにより、これまで余剰金100万円が繰越上限額だったが、積立金としても交付金を使用することができるようになった。交付額が1,500万円未満の場合、一見余剰金の繰越上限額に変更がないように見えるが、実際には、積立制度が別途導入されたことにより、柔軟な予算運用が可能となったということであるか。

(事務局)

お見込みのとおりである。その一方で、協議会から、繰越上限額まで余剰金を残すことができないという意見も一部いただいている。これらの制度緩和と合わせて交付金の算定見直しをする予定であったが、令和7年12月26日付けの市政方針を踏まえ、算定方法の見直しは一旦保留となっている。よって、これらの制度変更が交付金制度緩和に向けた第一歩と考えている。

(会長)

積立金の上限額が200万円とあるが、車の購入を考えている地域もあるという話である。新しく車を買う場合に上限額200万円では、費用的に厳しいと感じる。これは、今後地域からの声があれば、緩和などの措置を検討し、柔軟に対応していくということであるか。

(事務局)

初めての試みの中で、他の自治体を参考に平均的に200万円であったことから、この額を設定している。今後、現在の上限額では厳しいという声が出れば、庁内で協議し、検討していく。

(会長)

交付金のあり方について、3点意見を述べる。

まず第1に、別会計との切り分けが今年度から始まったが、今後、収益事業を展開するときに切り分けが重要となる。

多くの先進事例を見ると、会計上の不透明性を排除する以外にリスクを切り分ける観点から、法人を別で作し、何か問題があった場合に対応できるという仕組みを取り入れている地域運営組織が少なくない。

その一方で、別法人を作らず一体型でしている地域運営組織もあるが、一体型の場合は収益事業に伴うリスクが協議会全体に及ぶ可能性がある。収益事業を行う中でこのような可能性が出てきた際に、先ほど申し上げた通り、別法人を立ち上げ、委託をし、切り分ける方法もあるため、ご検討いただけたらと思う。

第2に、交付金の不公平感について、協議会からも課題として上がっており、協議会によっては仕事量に合った交付金算定ではないという声がある。

合併前からの経緯がある中で、市の財政事情から2年間は交付金額が据え置きとなることは仕方がないことであると思う。

一方で、交付金が厳しい中で、郷づくり推進協議会への支援方法の一つとしてふるさと納税での寄附金や民間企業からの提供資金などの活用も考えられる。多くの自治体でふるさと納税をめぐって、納税者が寄附する際に、使途を選べるようになっている。福津市でも「目指そう市民参画日本一」ということで、まさに郷づくり推進事業に充てることのできる使途が用意されている。ふるさと納税の寄附金を原資にして、積極的に活動を展開したい協議会を別途応援することも考えられる。そこで、「目指そう市民参画日本一」の使途にふるさと納税の寄附が集まるよう、ホームページ上で積極的にPRしても良いと思う。

第3に、協議会の皆さまに交付金の検討をしていただいたにもかかわらず、凍結してしまったことについては、申し訳ないと思うところがあるので、収益事業を通じた自主財源づくりを応援していく体制を作ることも重要である。

(委員)

事務局員給与の上限撤廃の中の「時間外手当の支給」について、今のところ8つの地域のうち4つの地域が導入している状況である。時間外手当が高額になっているという印象を受けるが、申告制であることから勤務時間内で行っている地域もある。単にヒアリングを行うのではなく、本当に時間外労働なのか、どうして時間外労働になったのか、なぜそのような地域によって差が生じるのか、これは普通の会社とは違うところである。時間外手当の支給を受けながら、休日にボランティアとして事業に参加する事務局員もいる。事務局員の立場で参加した場合にも、時間外手当として申請しているかどうか現状分からない。しかし、なるべく地域で差が出ないようにしてほしい。時間外労働になると普通の時給よりも高くなることから、なぜ時間外労働になるのか細かく確認してほしい。

(会長)

行政が時間外手当について指導をすると、協議会をコントロールしているように捉えられる懸念がある。そのため、各協議会の中で必ず総会が開かれると思うので、協議会の皆さまに納得がいく説明をしていただくことが必要である。

あくまで指導ではなく要望にとどまるが、時間外手当を支給する場合は、地域の方々に丁寧に説明するように行政から協議会にお願いをしていただくという対応が考えられる。その上で、地域の方が時間外手当について問題ないと判断したならばそれで良いし、「このような労働に対し、時間外手当を使うのはおかしい」という声が出れば、自主的に考え直していただくべきである。

行政が指導するのではなく、地域の声で変えていく。そのために行政としては、各協議会において情報を公にし、共有してもらうことを推進することが筋である。

(委員)

ただし、協議会によっては、他の地域の予算を知らないことも多い。確かに言われるとおり、地域自治がメインであることから、市が指導することはできないと思う。

(会長)

例えば、時間外手当の説明の際に、他の協議会との違いを参照しながら説明をする。そのために、他の協議会の情報を代表者会議の場で共有しておくべきである。

(委員)

会計もしながら、事務局もやっている協議会もある。

(事務局)

そのとおりである。事務局員の給料や時間外労働の導入状況も地域にとって違うことから、表にまとめ、協議会にそれぞれの状況を示した。そこで自分たちの地域の状況について、考え直す機会となった。

(会長)

一方で、事務局員の時間外手当は単に安価であれば良いというわけでない。当然仕事をする上では、それに見合った処遇が必要である。他の協議会と比較したときに、支給額に応じた仕事内容を求めていることを明確に説明すべきである。

今の内容と関連したこととして、今後収益事業が始まったときに、交付金というのは、一定の活動をするものであり、収益事業は、プラスアルファの活動である。収益事業のために残業が増え、時間外手当が発生することが懸念される。その切り分けをする必要があり、収益事業については、別の法人を立ち上げてそちらの方の業務をすることも一つ方法としてある。

また、先進事例の中には、別法人を立てているが、同じ人物が事務局をしているものもある。同じ人物であっても、切り分ける必要があり、将来的には考える必要がある。

## 【柱2 郷づくり交流センター等の拠点のあり方】

(事務局)

資料1を基に、実行プラン「柱2 郷づくり交流センター等の拠点のあり方」について説明。

(会長)

福岡工業大学と連携して「課題解決型学習」を行ったとあるが、2つの地域とはどこか。

(事務局)

福間郷づくり地域と福間南郷づくり地域である。

(会長)

「認知度向上の取組み」の中に「情報交換会」とあるが、何を指しているのか。

(事務局)

特に決まったものはないが、「拠点に立ち寄りたくなるような取り組みって何だろう」と協議会の皆さんで話すことができる場などを考えている。

(会長)

代表者会議や事務局員会議の場で情報交換を行ったとあるが、情報交換も大事であるが、立ち寄りたくなるような事例をいくつか紹介し、共有する場を設けた方が良いと思う。その上で、意見を交換するべきである。

次に、拠点の積極的な貸し出しについては、協議会活動を優先させたいとの声が多かったため、制約緩和をしていないとある。制約を緩和した上で、協議会で判断してはどうかと思う。今は、ルールがあるから、積極的な貸し出しができないという状態であると思う。逆に緩和することで、何か問題が起こるのか。

(事務局)

現在、7つの交流センターは市の直営施設のため、市の方で使用許可権限を持っている。最初考えていたことは、利用者の幅を広げ、拠点を使いやすいような方法がないか検討していたが、地域によっては、協議会が貸館する部屋をほとんど使っている中で、貸し出しを広げられると協議会活動に支障がでるという声もあり、それを受けて今とどまっている状況である。

(会長)

そもそも直営だから、許可する権限が行政側にあるということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

実行プランを作成するときに、協議会の意見を聞いたと思う。「交流センターを積極的に利用してもらいたい」「地域の人に使ってほしい」という意見になったという認識である。

しかし、貸し出しの緩和をしようと思ったときに、協議会活動を優先させたいとなると本来最初に決めたことと逆行しているように思える。必ず利用しなければ支障が出るという場合は仕方がないが、例えば、協議会の方が日程調整することもできると思う。地域の人に利用してもらうことを目的として、実行プランの中で拠点のあり方を変えようとしている。その一方で、自分たちの活動を優先させるのは、最初の趣旨と逆行している感じがする。

(会長)

確かに、「皆に関心を持ってもらいたい」「拠点に来てほしい」と言いながら、自分たちの活動を優先させるというのは矛盾している。

(委員)

現在、申し込み方法が複雑であり、一般市民が利用する上で、支払いも複雑であるというのが課題としてあったが、改善されていない。「市民が郷づくりを知ってほしい」「交流センターを利用してほしい」と言いながら、申し込み方法の複雑さや支払いが簡単ではない。支払い方法として、電子決済を使うことができず、特定の銀行でしか支払いができないなどの支障もある。市民が利用しやすいかたちにはなっていない。

そのような利用方法などしかできない状況で、「郷づくり交流センター」という名前になっているのが疑問である。協議会は、スケジュールを調整することができる。会議などがあれば、先に予約することも協議会ではできる。一般の人に来て利用してほしいという思いがあり、それをきっかけに郷づくりを知ってもらうというコンセプトだったと思う。これらの利用の仕方についても料金や申し込みについて変えていかないと、一般市民が気軽に利用することができないと思う。

(会長)

おっしゃるとおりである。積極的な貸し出しとは、単に他団体に部屋を貸し出すことではなく、料金の支払い方法や申し込み方法も含めて、利便性を高めていくことにより、貸し出しのやり方を考えていくことを含んでいる。

また、協議会活動を優先するために緩和できないというのは、交流センターのあり方自体がおかしくなってしまう。

よって、令和8年度は、貸し出し方法について、変えていかないといけないと思う。そのような方向で、行政には言いにくいことであるため、審議会の考え方として、それを明確に打ち出していくという方向で進めていくよう委員の同意の上、審議会としての意見とする。

### 【柱3 人財育成・つながりづくり】

(事務局)

資料1を基に、実行プラン「人財育成・つながりづくり」について説明。

(事務局)

資料1を基に、実行プラン「人財育成・つながりづくり」中の「キッカケラボ」について説明。

(委員)

キッカケラボの事例の補足説明。

上西郷郷づくり地域が今年度行った防災フェスタで、実行委員会を立ち上げる際に会議のファシリテーターとして参加した。キッカケラボが関わる上で、最初の段階から中学生への参加呼び掛けやキッカケラボの登録団体で防災に関する活動をしているところがあり、防災フェスタのスタッフなどになる働き掛けを行った。

(副会長)

キッカケラボが福津市の中で動いているが、他の自治体と比べてもすごく良いことである。いろいろな組織をつなぐバッファーのような役割があるた

め、郷づくりとキッカケラボとのコラボを強固にすることができたらと思う。

(会長)

「参加しやすい仕組み」ということで、ミニミニ人権研修とも関係があるが、時間設定オンライン参加というのは、協議会の中での工夫なのか。ここで書かれていることは、市のオンライン配信の話であるのか。

(事務局)

直接的な話ではないが、オンライン配信も良いと思ってもらえるように令和7年度の進捗状況の中に書いた。このような会議方法についても積極的に地域でも活用してほしいという思いがある。

(会長)

具体的な方策の中の「協議会主催の講座に対する支援」について、該当するケースはなかったとあるが、協議会での会議などで気軽にミニ講座を取り入れてもらえるように、メニュー紹介をしたとある。具体的にはどのようなことか。

(事務局)

協議会が主催の講座で何か支援ができればと考えていたが、人権政策課のミニミニ人権講座や市が主催の講座を協議会の中の会議で取り入れてもらうことにより、体制や運営の視点につながるきっかけになるよう紹介を行った。

(会長)

講座を市の方から紹介したほうが良いと思う。以前も申し上げたが、郷づくりカルテのようなものを作成し、地域の置かれている状況やどのような課題があるかを客観的に見て、地域の問題や可能性について、考える際の材料を提供するべきである。何か考えるための視点が必要なため、データだけを提供するだけでは不十分である。

市民意識調査結果があるが、市全体の傾向は分かるが、地域ごとに結果をまとめて提供すると、考えるきっかけになると思う。市全体の市民意識調査を提供したとしても、あまり効果がないと思う。情報提供の仕方や中身について、精査する必要がある。

#### 【柱4 市の関わり方】

(事務局)

資料1を基に、実行プラン「柱4 市の関わり方」について説明。

(会長)

「協議会同士のつながりづくり」について、審議会の委員も各地域を回ったことがある。今回、交付金検討委員会や代表者会議がつながりの場となったとあるが、具体的な方策のイメージとは違うと考える。

例えば、2か所の協議会を他の協議会の関係者がバスで回り話を聞く。悩

みや活動内容を聞き、他の協議会から刺激を受ける。令和8年度は、そのような場を設けても良いのではないかと思う。

(事務局)

確かに拠点を回って、いろいろな会議を始めたが、拠点には行くがそこを深掘りすることはできていないため、もったいないと感じている。

(委員)

郷づくりには部会活動があるが、福祉部会同士などのつながりがなく、他の協議会がどのように活動をしているか分からず、悩んでいると聞く。部会同士の情報共有の場が無いことから、皆に読んでもらえる広報紙を作りたいという思いがあっても難しいところがある。積極的に協議会も動けたらいいが、協議会も受け身な方が多いこともある。

現状、代表者会議や事務局員会議はあるが、各郷づくりの部会長同士での交流の場がないことから、そのような場があれば、皆さん共感する部分があると思う。お互い頑張ろうという気持ちになり、やる気やモチベーションも向上すると考える。

(会長)

島根県の雲南市で最初に始めた取り組みとして、『自慢大会』がある。自慢大会では、代表者だけではなく多くの関係者が集まり、大きなホールで発表会をした。ここで刺激を受け、自分たちも負けないよう頑張らないといけないという雰囲気が出てきた。

数年経過し、このような雰囲気が出来上がった後は、活動分野ごとの部会の集まりを別個に定期的に行うことで、より個別分野での情報共有をするように移っている。

今後は、自慢大会や拠点回りなどを通し、各協議会の活動を学ぶことができる取り組みを行う。また、お互いの悩みを共有することや話し合えるような機会を作っていくことができたらと思う。

第三者機関を活用した場の設定について、どうしても代表者会議の場では批判や要求の場になりがちである。そこを審議会が受け止めて、進めた方が良くと思う。先ほどの話を聞くと、ある程度建設的な雰囲気が出ているようだが、第三者機関を活用する必要がある状況では無くなっているということなのか。

(事務局)

事務局としては、第三者機関を活用した場が継続して必要と思っている。

(事務局)

先ほど、交付金検討委員会を休止するという話があったが、会長が集まって話す機会が増えたことにより、交付金の話し合いと別で定期的集まろうという話を事務局から提案した。このことについては、会長も賛同していただいた。意見出しの場は、増えると思っている。

(会長)

審議会を使っただけで批判を受け止めることや、協議会の想いを翻訳することの必要性が低下しているのだろうか。

(事務局)

当事者同士では、折り合いがつきにくいことや分かり合うことが難しい場面で、第三者的な視点をもらおうとありがたいと思う。

(会長)

令和8年度以降、共働推進会議の力を貸してほしいというところを意識的におっしゃっていただけると良いと思う。

「郷づくりガイドブックの作成」について、良い取り組みであるが、配布などをして活用している状況である。可能であれば、総合学習の時間などで使用し、子どもたちと協議会の交流のきっかけになれば良いと思う。もう一歩、本当の意味での活用につなげてほしい。

地域担当職員については、もう少し検討していく必要がある。

#### 【柱5 その他】

(事務局)

資料1を基に、実行プラン「柱5 その他」について説明。

(委員)

「自治会ワークショップ」について補足説明。

今まで、自治会長が集まる場がなかったことから、皆さんが集まって、交流するだけでは、自治会が大変であるという話になると考えた。あえてプラスのしかけが出るように時間を作った。そして、大変な思いをするが、つながりができて嬉しいことなどを伝えることが重要であることを話した。

(会長)

SNSの利用促進について、協議会の人自身がSNSを使っただけでことや広報誌の作り方を学ぶという発想がある。しかし、他の自治体の例では、SNSの投稿を高校生にお願いしたりしている。そのことにより、関わるきっかけができ、広がりにつながっているところもある。

広報誌の紙面づくりであるが、得意な人にとっては難しくないが、素人がこれを学ぶことは大変である。学ぶこと自体は良いことであるが、これらをやってくれる人を集めるのも一つの方法である。自分たちですべてをやるのではなく、いろいろな主体と連携し、助けてもらい、全体をコーディネートするのが協議会、という発想である。発想を変えることが一つの手段である。

自治会の負担軽減策であるが、とても良いことである。業務量削減に向けて業務量調査中であることは素晴らしいと思う。会議やイベントが多いこともあるが、同じ分野は統合した方が良いと思う。会長職に依頼する業務も、皆に分担することで、一人で抱え込む状況を変えるべきである。その上で、NPO団体などに依頼することも考えられる。ただし、個別の自治会や町内会で行うことは難しいため、市が伴走支援し、促していくべきである。

(委員)

広報の関わるきっかけについてであるが、頼む側に意識がないと、負担がある部分をお願いするかたちになる懸念がある。そこを考える必要があると思う。どこまで任せられることができるかが大事である。

また、孤独を感じている自治会長も多いと感じる。自治会の立ち上げの中でチームに対して支援ができるような仕組みがあると良い。最初の役割分担をする段階で、支援することがあったら良いと思う。

(会長)

全てを会長をお願いするのではなく、その過程などは副会長などが手助けすることが大切である。チームとして行っていく体制作りをどのように支援していくか考える必要がある。

また、広報の作り方に話を戻せば、任せ方の講座を試してみるのも良いと思う。

(委員)

広報を作成する技術があったとしても、協議会の行事に関わったことがない人がいる。内容なども協議会の方できちんと整理すれば、お願いすることも可能であると思う。

(会長)

広報の取材をきっかけにイベントに参加してもらうことも大事だと思う。

(委員)

郷づくりと聞いただけで距離を置かれ、関わったら大変とされている。郷づくりを通して、いろいろ得るものもあるが、最初が難しい。

(会長)

「限定的な関わりしろ」を設けることが大事である。

(委員)

事例でいうと、福間地域郷づくり推進協議会には、広報部会に高校生がいる。高校生が担当しているのは、最後のページにある月の行事の中の「何月」というところのイラストである。作る側も楽しくでき、難しいときは協議会で対応する。そのように今までやってきた。

(委員)

実行プラン自体は、地域自治を支える仕組み体制としてあるが、全体的にどれだけ進んでいるかが見えづらいところがある。進捗の中に単発のイベントが入っていることから、今後このようなことを継続して行っていくのか、単年度で終わるのか。そういうことが見えづらいところがある。

この仕組み体制を作るために5つの柱からのアプローチがあったと思うが、人財育成に関しては、地域自治の担い手不足や市と協議会が共働関係を結ぶなど、取り組みを通して、人財育成がどこまで進んだかが分からない。キッカケラボの取り組みなどを見ると、体制ができつつあるが、郷づくりの

方では協議会の意識が不透明なところがある。

市の関係性もあるが、市との共働関係も含め見えづらいところがある。取り組みが細分化される中で、取り組みにしっかり活動したとしても、目指しているビジョンが達成できない。

市事務局として、5つの柱の実行プランが最終年にこういう状況だと柱が達成することができる。そのようなビジョン的なものが現場で明確にある上で、取り組むことができているのか。それとも、細分化された取り組みの中にこれもしないといけない、あれもしないといけない。達成するビジョンから逆算して行えているというより、目の前の仕事に追われている。なかなか達成状況がイメージできない。今どのような状況であるか。

(事務局)

プランを実行しようとして、いろいろと取り組む中で、全体的に見たときに郷づくりは進んでいるのか。持続可能に向かっているのかというのが事務局としても迷うところがある。

(事務局)

先日あった代表者会議の場でも、どうしても自治会の話になる。ワークショップの中でも、審議会の会長から協議会と自治会は違うという話をしていたのだが、自治会の意見が強い。こちらとしても郷づくりは、楽しい活動であり、『攻め』の役割がある。自治会は『守り』である。それは、理想論ではないかという意見がある。現実はそのじゃない。厳しい話が出ている。事務局として、理想論を語っているが、現場の方はそのように感じている。そのようなところは事務局として悩みがある。先ほどおっしゃっていただいた、第三者機関を活用するようと言われたことは非常にありがたいと思う。

(委員)

今回の位置付けでもあるが、入り口に迷っている状況であるならば、変換をした方が良くと思う。個別の取り組みをしていて何が変わるか。支援体制ができたのか。

進捗状況の報告の仕方について、「関連した取り組みをしました」ではなく、「こういったことがボトルネックになっている」「こういったことに壁がある」というように、現状を客観的に把握することが重要である。

先ほど、話にも出ていたが、この共働推進会議の場で壁を乗り越えるための方法を話し合うべきである。例えば、期間を3年と言っていたが、もっと長い時間がかかるなど軋轢などがある。審議会では、判断や意見交換ができるため、客観的に見て分かるように、もう少し工夫する必要がある。自分たちがどこの場にいるかを把握する必要がある。

(会長)

報告の方法であるが、例えば、「柱1 交付金の制度緩和」についてはこの書き方で問題ない。「柱2 認知度の向上」については、認知度が向上したか判断するために、アンケート調査などを実施し、明らかにすることも考

えられる。その上で効果がなければやり方の問題があり、改善していく必要がある。「柱3 人員体制」についてであるが、実際に昨年度の状況を基準として考える。アンケート調査を行う必要はないが、各協議会に対し、本当に何が足りないのか、聞いてみても良いかもしれない。

まずは、この取り組みを行うことで直接的な成果として認定できるものと手段として先があるものについて、指標を設定し、経過をチェックしていくべきである。これらを行わないと同じことを続けることとなるため、今後工夫してもらい必要があると思う。

そもそも協議会に対する理解について、そこがなかなか進んでいないように感じる。5本柱が実りあるところになった暁に、変わっていくのではないかと思う。

### 3. 郷づくり推進条例（仮称）素案について （事務局）

資料2の郷づくり推進条例（仮称）・解説書等 整理表（イメージ案）及び資料3の郷づくり推進条例解説書（イメージ案）について説明。

#### （事務局）

1月30日に行われた代表者会議でも同じ資料を提示している。代表者会議の場で資料を初めて提示したため、細かく確認していただくことはその場でできなかったが、代表者会議でいただいた意見を報告する。

まず、令和7年10月17日に実施したワークショップのことであるが、これまで一同が対話する場がなかったため、その場自体はとても良かったと好評を得ている。今後もこのような対話を重ねていくことにより、条例を作っていく、条例の理解が深まっていくという意見があった。また、自治会は『守り』であり、協議会は『攻め』である。魅力づくりを協議会がするという事は腑に落ちたという声もあった。条例自体は、郷づくりを良くしていくための手段であり、作った後から勝負であるという意見があった。

条例のイメージ案であるが、その場で見て感じたことを教えてもらった。具体的な意見としては、解説書9ページをご覧いただきたい。（4）自治会についてである。POINTの中で「※郷づくり推進協議会と自治会は別の組織です」。ここに違和感があるという意見が多く出た。自治会は、別ではなく同じ組織である。自治会がなければ協議会は成り立たない。ただし、厳密に言うと組織は違うことは理解できるが、書き方を変更してはどうかという意見もあった。協議会は、別の組織であるがお互いに連携し、協力してやっているという声もあった。

条例イメージ案の全体を通して、自治会の位置付けや協議会との関係性が分かりづらい。市としては、郷づくりに特化した条例を制定したいと考えているが、この条例の中には位置付けについては触れているが、自治会加入を促進するなどの内容は含まれていない。そこについて、自治会を後押しするような内容が抜けている。そのような話が多く出てきた。

条例の話に限らず、いろいろな会議で郷づくりのそもそもの話になると、自治会の位置付けの話に行きつく。交付金検討委員会の場でも同様であった。自治会はとても大切であり、協議会の基軸であると市のプランでも謳っ

ている。条例を作る上でどう整理するか、認識合わせをする方法に事務局として悩んでいるところである。

(委員)

自治会についてであるが、郷づくりを運営している役員組織との考え方の違いではないかと思う。私個人は、自治会員でもあるが、自治会員を意識して協議会活動を行っていない。我々の郷づくりのメンバーも自治会員であり、事務局長が自治会長であるが、自治会員や自治会長という意識の元で郷づくりを意識して行っている者はいないと思う。一市民であることを前提として、郷づくりを運営している。組織の体制や考え方が中心となっているように感じる。その考え方をどう変えていくのかというのを感じた。

(会長)

解説書 9 ページに自治会の説明で「別組織である」という表現があるが、何を言っているかが良く分からない。自治会は、協議会の構成組織ではあるが、役割や活動する方向性が違うことをはっきり言うことが重要である。

解説書 8 ページの協議会の説明と自治会の違いを読んでも分からない。この書き方自体が同じように見える。『守り』と『攻め』という言葉を使うかどうかは別として、自治会はみんなが安心して暮らすための活動をする団体である。その一方で、協議会は、みんなが『わくわく』『楽しく』『幸せ』に暮らしていくための団体である。方向性が違うだけで、自治会を排除しようとしているわけではない。安心して暮らすことができるのはとても大切であるが、協議会が同じ活動をするのが問題である。自治会の方は、忙しい中で同じことを協議会でもすることは二度手間である。

自治会側から体力が厳しいという声もあり、防災のイベントも各自治会で行うよりも協議会でアレンジし、実施することもできる。そのように協議会が安全安心な活動を行わないというわけではない。だが、繰り返しになるが、協議会は、基本的に、みんなが『わくわく』『楽しく』『幸せ』に暮らしていくための組織であることから、いろいろなところと連携しながら、若い人たちがやってみたいと思うことを応援する組織であるべきである。

協議会と自治会の違いが分からないから誤解を招いてしまう。「地域の声を自治会も届けている」など明記するとより分からなくなってしまう。

よくまとまってはいるが、このような条例は『武器』であり、足掛かりとなるものである。この条例を制定することによって、何かが変わるわけではない。この条例を制定することにより、次のステップへ進めるような足掛かりとなることが重要である。きれいな条文を作っておしまいではない。

整理表の 20 番であるが、「現在、福津市として「まちづくり基本構想」という大きな指針があり、その中の分野別目標として「郷づくり基本構想」があります。そのため、郷づくりにより特化した取り組みを進めるため、まちづくり基本構想の中に位置付けは行わない予定です」とあるが、まちづくり基本構想と総合計画とはそもそも何か。

(事務局)

まちづくり基本構想は、市の最上位の計画ではあるが、総合計画の構造と

は異なる。まちづくり基本構想のほか、分野別計画などを含めて、総合計画に類する「まちづくり計画」と位置付けている。

(会長)

まちづくり基本構想の中に分野別目標の郷づくり基本構想があるならば、現在は組み込まれていると書くべきである。

ここの意味合いを説明する上で、総合計画の2つの進化を紹介する。

1つ目は、財政的なコントロールと行政の中身を連動させることで自治体の持続性を高めることを目的とし、予算と計画を連動した計画である。

2つ目は、行政計画を自治体計画に変えていくことである。行政だけではなく、市民みんなでビジョンを実現していく。計画を実行していく主体や計画の中身を市民主体とする。こちらの進化の方向をとるなら、福津市の計画内容が、コミュニティ計画ビジョンと連動していくようになる。全体として福津市のビジョンを実現していくという趣旨である。

今回は、財政危機のため、まずは財政的な部分が当面的な課題であるため、自治体計画にすることは困難であると思う。

(委員)

読めば読むほど、「まちづくり」「地域づくり」「郷づくり」の違いが分からない。定義があるが、より分からなくなる。

自治会活動と郷づくりの違いがほぼ同じであり、今回の条例の一つの成果としては、自治会と協議会が違うことと、郷づくりというのはそもそも打ち出していることにどのような意味があるか。郷づくりは自治会活動とは違うものであり、福津市の特長である。計画などに既に定義されているところもあり、大きくずらすことができないが、郷づくりのイメージが分かるようにすべきである。このままの記載だと、郷づくりとは結局何なのかという条例の出発点がクリアされていない。そこを達成することができれば大きな成果につながると思う。

(会長)

郷づくりと自治会活動は、次元が違うというところが一つあると思う。ところが、構成団体であることから、別組織と書くのはおかしいように感じる。

(委員)

解説書6ページ郷づくりの主役は私たち市民であるというところのイラストは変更した方が良くと思う。市民の中には、学生や事業者もいることから変更した方が良く思う。

解説書8ページの中の郷づくり構成組織の中に主な各種団体の例で、郷づくりに関わりが少ない団体が入っている。関係性はあるが、構成する団体ではないと思う。

解説書11ページの基本理念第5号「郷づくりをする者に対し、感謝の気持ちを持つこと」とあるが、これは条例に書く必要はないと思う。

解説書が丁寧すぎて、混乱する部分がある。「福津市みんなですすめる

まちづくり基本条例」があり、その中で郷づくりに特化した条例であることから、基本条例とかぶっている部分もあると思う。なぜこの条例が必要なのかと言われると、郷づくりを進めるための後ろ盾となるものを条例として、設置しようとしていることから、郷づくりに特化しシンプルなものにするべきであると思う。

(会長)

解説書 11 ページの内容も「市側の姿勢は、「協議会等の裁量で自由に」と業務を一任し、市の関与が不十分と捉えられていたこともあり、市も伴走して支援することを責務とし、規定しています」と端的にまとめるべきである。説明が多すぎてポイントが分からない。原案の原案のため、お気付きの点があれば事務局にお伝え願いたい。以上で条例について終了とする。

#### 4.その他

(事務局)

市の来年度の機構改革により、地域コミュニティ課に関わる場所が変更となったため報告する。現在、地域コミュニティ課は市民共働部に属しており、地域コミュニティ課とうみがめ課の2つがある。来年度からは市民共働部が無くなり、今ある市民生活部というところに地域コミュニティ課が加わるようになる。市民生活部には、市民課や税務課、人権政策課などがあり、市民生活に近い部署が多い。市民共働部にあったうみがめ課については、現在の経済産業部に加わる。経済産業部には、農林水産課や観光・商工担当部署がある。

(会長)

一つ質問であるが、この制度改革による意味は何なのか。

(事務局)

具体的な内容は発信されていないが、災害対応を強化したいというところがあり、市民生活部が避難所運営を行っている。地域コミュニティ課が災害ボランティアセンターの担当部署となっていることから、連携することによりそこが強化されると考える。うみがめ課については、以前、地域振興部に属しており、現在の経済産業部に戻るかたちである。

(事務局)

補足になるが、機構改革については、総務部の所管であり、令和7年12月定例会の総務文教委員会に諮った後、議決をいただいたものである。

その中の説明として、防災部門との連携がある。避難所の運営については、現在の市民生活部が中心であり、一部の交流センターが避難所として使用されていることから、連携強化を図るためという説明があった。

また、市民課で転入者の受付をしており、転入者の方への自治会加入に関する案内などの連携強化を図りたいという意図も含んだ機構改革であると説明があった。

(会長)

市民生活部に移ることで、市民共働部内での連携など懸念事項があるか。

(事務局)

業務内容や係体制の変更があるとは現状聞いていないため、業務上に変更はない。

(事務局)

補足として、今の市民共働部は、地域コミュニティ課とうみがめ課の2つの課で構成されている。地域コミュニティ課とうみがめ課との関わりとして、自治会が主体となって行っている分別収集があるが、常日頃は、連携して業務を行うことは少なかった。地域コミュニティ課は市民生活部に移るが、現状としても課の数が多い部である。総務文教委員会の説明の中で、部長を新たに置くことはできないが、理事的な役職のものを置き、その仕分けを行う体制づくりを考えているという発言があった。

(会長)

部が変更になることにより、他の部署との連携が可能となることもある。

(事務局)

次回日程については、欠席委員がいるため、候補日をこの場で聞いた上で別途連絡をする。

(会長)

今日は令和7年度の実行プランを確認したが、次回は令和8年度の実行プランの確認及び郷づくり推進条例の素案の確認をすることとする。

(事務局)

以上で、共働推進会議を終了する。